

# 年金は高齢社会の《必需品》

老齢基礎年金の支給が開始される65歳の平均余命は男性で約17年、女性で約22年となっています。

○老齢基礎年金  
月額（満額） 67,016円

○障害基礎年金  
月額（一級） 83,775円  
月額（二級） 67,016円

○遺族基礎年金  
月額（子一人） 86,300円

\*障害・遺族基礎年金額は、生計維持の18歳未満のお子さんの数により加算されます。

■付加年金  
国民年金には、独自の給付として付加年金制度があります。

市では、人工透析および特定疾患の方には歳末見舞金を支給しています。該当者の方は、下記日程で申請を受付いたします。

人工透析患者の方は、身体障害者手帳と印鑑を、また特定疾患患者の方は、仙南保健所から発行された医療費受給者証と印鑑をご持参ください。

提出されない場合は支給対象となりませんので、忘れずに申請ください。

付加保険料は定額の保険料プラス400円となりますが、年金を請求した場合、付加年金（納付月数×200円）として上乘せされ、毎年支給されます。

繰上請求した場合には減額されます。（最大で30%）

付加保険料は任意加入となりますので、手続きが必要です。農業者年金加入の方は、強制加入となっております。

■国民年金基金  
老後の生活設計に「安心」をプラス

国民年金基金は、自営業などの方々のために老齢基礎年金に上積みして、より豊かな老後を保証する公的な年金制度です。

●受付日時  
10月21日（月）・22日（火）  
9時～16時30分

●受付場所  
市役所第2会議室（2階）

\*この日程で申請できない方は、11月22日までに福祉事務所が市民課で手続きを行ってください。

福祉事務所総務係  
☎22-1400

【加入できる方】  
国民年金の被保険者で、保険料を納付していること。（20歳以上60歳未満の方）

【毎月の掛金は？】  
掛金は、選択する給付の型、口数及び加入時の年齢、男女の別によつて決まります。（増減可能）

※掛金限度額  
月額 68,000円以内

【税金は？】  
掛金は、全額、社会保険料控除の対象となります。

国民年金基金の問い合わせ先  
宮城県国民年金基金  
☎022-215-3431

☎市民課国民年金相談係  
☎22-1312

10月は「労働保険適用促進月間」です

労働保険は、労働者が安心して働ける職場づくりと安定した事業経営に欠かせないもので、国が直接管掌する保険制度です。

労働者を一人でも雇用する事業主は必ず加入しなければなりません。手続きについては、労働保険事務組合への委託や社会保険労務士に依頼すると便利です。詳しくは、最寄りの労働基準監督署または職業安定所（ハローワーク）まで。

# 特別障害者手当・障害児福祉手当について

■手当の種類

★特別障害者手当  
精神または身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に支給されます。

★障害児福祉手当  
精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。

■手続きについて  
手続きに必要な書類は、市福祉事務所に備えてあります。詳しくは、福祉事務所社会福祉係（☎22-1400）まで。

■手当額

★特別障害者手当  
月額 26,860円

★障害児福祉手当  
月額 14,610円

10月は「高齢者雇用促進月間」です

厚生労働省では、10月を「高齢者雇用促進月間」と定め、高齢者の雇用・就業を促進するための啓発活動を実施いたします。

「福祉サービスを受けたい」「外出したい」「相談にのってほしい」このような身体障害者とその家族の方々の日常生活の悩みや、希望していることを、専門の担当者が、相談を受けながら生活のお手伝いをします。

相談費用は無料です。また、相談内容の秘密は厳守しますので、安心してご利用ください。

（この事業は白石市から宮城県不忘園に委託して実施しています）

☎福祉事務所社会福祉係  
☎22-1400

☎身体障害者療護施設 宮城県不忘園  
☎25-3518

☎ハローワーク白石（白石公共職業安定所）  
☎25-3107

